

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

※令和5年4月1日から補助金交付申請の制度が変更しています。(令和4年度に交付決定を受けている方は、従前どおりご利用いただけます。)

備前市若年者新築住宅補助金について

この事業は、50歳未満の者が市内建築業者等と契約し、自己名義の新築住宅又は建売住宅を取得する場合に、取得費用の一部を補助することで、備前市内への若年者の移住・定住促進を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

- ・申請時点で50歳未満の者
- ・備前市に10年以上定住することを誓約する者
- ・市内建築業者等*と契約を締結し、新築(購入)した住宅に居住する者
- ・備前市の市税等の滞納がないこと
- ・暴力団員等でないこと
- ・新築住宅を取得するために、市内に土地を(3親等以内の親族以外から)購入する者

*「市内建築業者等」とは次のいずれかです。

- ・備前市に法人市民税を申告する義務のある法人(支店)
- ・備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者等

2. 補助対象住宅

- ・玄関、台所、便所、浴室、居室があり、利用上の独立性があるもの
- ・これから新築するもの(事後申請は不可)
※建売の場合は申請日前5年以内に建築され、居住されたことがないもの
- ・市内建築業者等が工事請負契約(建売の場合は売買契約)をする住宅
- ・店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が居住用であるものに限る
- ・別荘や賃貸用物件、販売等営利目的の住宅は対象外

3. 補助対象土地

- ・令和4年4月1日以降に売買契約を締結したもの
- ・3親等以内の親族からの売買ではないもの
- ・新築住宅を建設するための土地であること
- ・別荘や賃貸用物件、販売等営利目的の土地は対象外

4. 受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日 **※予算が無くなり次第終了**

※契約後すぐに申請してください(新築の場合は必ず着工までに申請してください)

なお、補助金の交付決定には一定の期間を要しますので、予めご了承願います。

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

5. 申請の際の注意点

市内建築業者ではない場合でも、土地の金額は申請可能です。

土地のみ申請される場合にも、住宅建設の着工までに申請ください。

(建売住宅の場合は、契約後すぐに申請してください)

何かご不明な点がございましたら、必ず着工前までに

備前市産業部土地住宅政策課 移住定住推進係までご相談ください。

5. 補助対象事業と補助金額

補助対象事業		補助金額
住宅	・ 2025年3月31日までに登記を完了すること	建築費（購入費） の10% 上限60万円
太陽光 発電装置	・ 2025年3月31日までに登記を完了すること	設置費の50% 上限40万円
土地	・ 2025年3月31日までに登記を完了すること ・ 2022年4月1日以降に売買契約を締結していること ・ 3親等以内の親族からの売買でないこと	土地購入費用に 相当する額で 上限50万円 (翌年度4月に 電子地域ポイント で付与)

市内建築業者等について

この助成事業の対象となる市内建築業者等とは、次のいずれかに該当する事業者です。

- ・ 市に法人市民税を申告する義務のある法人（支店）
- ・ 市内に住所を有する個人事業者のうち、建築工事関連業務を営むもの

※いずれも市税を滞納していないこと

上記の要件確認のため、新築住宅建設工事の請負業者は市税の課税・納税について確認することの同意書の提出が必要です。

※個人事業者の場合は受領印のある「個人事業の開業届出書」の写しの提出をお願いします。

備前市若年者新築住宅補助事業の手引き

申請から支給までの流れ

1. 交付申請
契約後すみやか（新築の場合は着工まで）に、下記書類を提出してください。
 - ①補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②申請者の本人確認書類の写し
 - ③建物の位置（建築予定地）が分かるもの ※地図の写しなど
 - ④建物の平面図、立面図
 - ⑤工事請負契約書（建売の場合は売買契約書）の写し
 - ⑥土地の売買契約書の写し ※土地取得費用を申請する場合のみ
 - ⑦建築確認済証または建築工事届の写し
 - ⑧着工前写真 ※建売の場合は不要
2. 交付決定通知
交付申請の内容を審査し、交付を決定します。
補助金交付決定通知書（様式第2号）…市から申請者に送付
3. 実績報告
事業が完了（登記、領収、住民登録）したら、次の書類を提出してください。
 - ① 補助金実績報告書（様式第5号）
 - ② 事業成果が確認できる写真（工事中・完成後）
 - ③ 登記事項が確認できる書類
 - ④ 建築完了検査済証 ※必要な地域のみ
 - ⑤ 工事代金（住宅購入代金）の支払いが確認できる書類の写し
 - ⑥ 土地売買代金の支払いが確認できる書類の写し
※「支払いが確認できる書類」とは、領収書、振込依頼書等です
4. 確定通知
実績報告の内容を審査し、補助金額を確定します。
補助金確定通知書（様式第6号）…市から申請者に送付
5. 補助金請求
確定した補助金額を請求してください。
 - ① 補助金請求書（様式第7号）
6. 補助金支払
請求後1か月以内に指定の口座に補助金を支払います。
7. 電子地域
ポイント付与
令和6年度4月以降に、土地分の補助金を電子地域ポイントにて付与します。

申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市 産業部 土地住宅政策課 移住定住推進係

TEL:0869-64-2225 Mail: bzijuu@city.bizen.^{エル}g.jp